

犯罪被害者等のための主な相談窓口

●公益社団法人あおもり被害者支援センター（青森県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体）

相談窓口	電話番号	相談時間
犯罪や交通事故被害	017-721-0783	月・火・木・金 10:00～17:00 水曜のみ 10:00～20:30 〔土日・祝日・年末年始を除く〕
りんごの花ホットライン （性暴力被害）	017-777-8349	月・水 10:00～21:00 火・木・金 10:00～17:00 〔土日・祝日・年末年始を除く〕

●警察の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間
警察安全相談室	017-735-9110 #9110	24時間、365日対応。 ただし、平日8:30～17:15以外の時間帯は当直が対応します。
性犯罪被害110番	0120-89-7834 #8103	24時間、365日対応。 ただし、平日8:30～17:15以外の時間帯は当直が対応します。
ヤングテレホン （少年相談窓口）	0120-58-7867	平日 8:30～17:15

●市町村の総合的対応窓口

市町村	担当課	電話番号	市町村	担当課	電話番号
青森市	生活安心課	017-734-5250	板柳町	介護福祉課	0172-73-2111
弘前市	市民協働課	0172-35-1664	鶴田町	町民生活課	0173-22-2111
八戸市	くらし交通安全課	0178-43-9218	中泊町	総務課	0173-57-2111
黒石市	市民環境課	0172-52-2111	野辺地町	介護・福祉課	0175-64-2111
五所川原市	環境対策課	0173-35-2111	七戸町	総務課	0176-68-2111
十和田市	まちづくり支援課	0176-51-6777	六戸町	総務課	0176-55-3111
三沢市	生活安全課	0176-53-5111	横浜町	総務課	0175-78-2111
むつ市	市民連携課	0175-22-1111	東北町	総務課	0176-56-4036
つがる市	総務課	0173-42-1105	六ヶ所村	総務課	0175-72-2111
平川市	総務課	0172-44-1111	おいらせ町	まちづくり防災課	0178-56-2131
平内町	町民課	017-755-2113	大間町	住民福祉課	0175-37-2111
今別町	総務課	0174-35-2001	東通村	総務課	0175-27-2111
蓬田村	総務課	0174-27-2111	風間浦村	総務課	0175-35-2111
外ヶ浜町	総務課	0174-31-1111	佐井村	住民福祉課	0175-38-2111
鱒ヶ沢町	総務課	0173-72-2111	三戸町	総務課	0179-20-1119
深浦町	町民課	0173-74-2115	五戸町	総務課	0178-62-7951
西目屋村	住民課	0172-85-2803	田子町	住民課	0179-20-7113
藤崎町	福祉課	0172-88-8195	南部町	住民生活課	0179-34-2509
大鰐町	住民生活課	0172-48-2111	階上町	町民生活課	0178-88-2119
田舎館村	厚生課	0172-58-2111	新郷村	総務課	0178-78-2111

青森県の相談窓口

青森県 環境生活部 県民生活文化課 〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1 TEL:017-734-9232

青森県 犯罪被害者等支援条例

～みんなで被害者を支えるために～



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

青森県犯罪被害者等支援条例は、犯罪等の被害に遭われた方やその御家族又は御遺族が受けた被害を早期に回復又は軽減し、安心して暮らすことができる社会の形成を目指して制定しました。

青 森 県

犯罪の被害により起こること

犯罪により、突然、家族を失ってしまったら？



精神的ショックやそれに伴う体調不良



働き手を失った場合は経済的に困窮



周囲の無責任なうわさ話や過剰取材によるストレス

この他、大けがをした場合は、医療費を負担しなければなりませんし、放火の場合などは、すぐに住む場所を探さなければなりません。また、精神的ショックなどで会社に行けなくなったり、周囲のうわさ話に耐えられずに転居を余儀なくされたりと、被害は多方面に広がります。

直接的な犯罪被害に遭った後に生じる、精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失などの「二次被害」に苦しめられる場合もあります。

身近な人が犯罪の被害に遭った場合

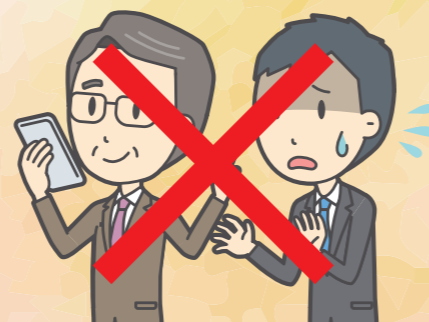
あなたにもできることがあります！



困り事についての相談相手



生活全般(買い物など)の手伝い



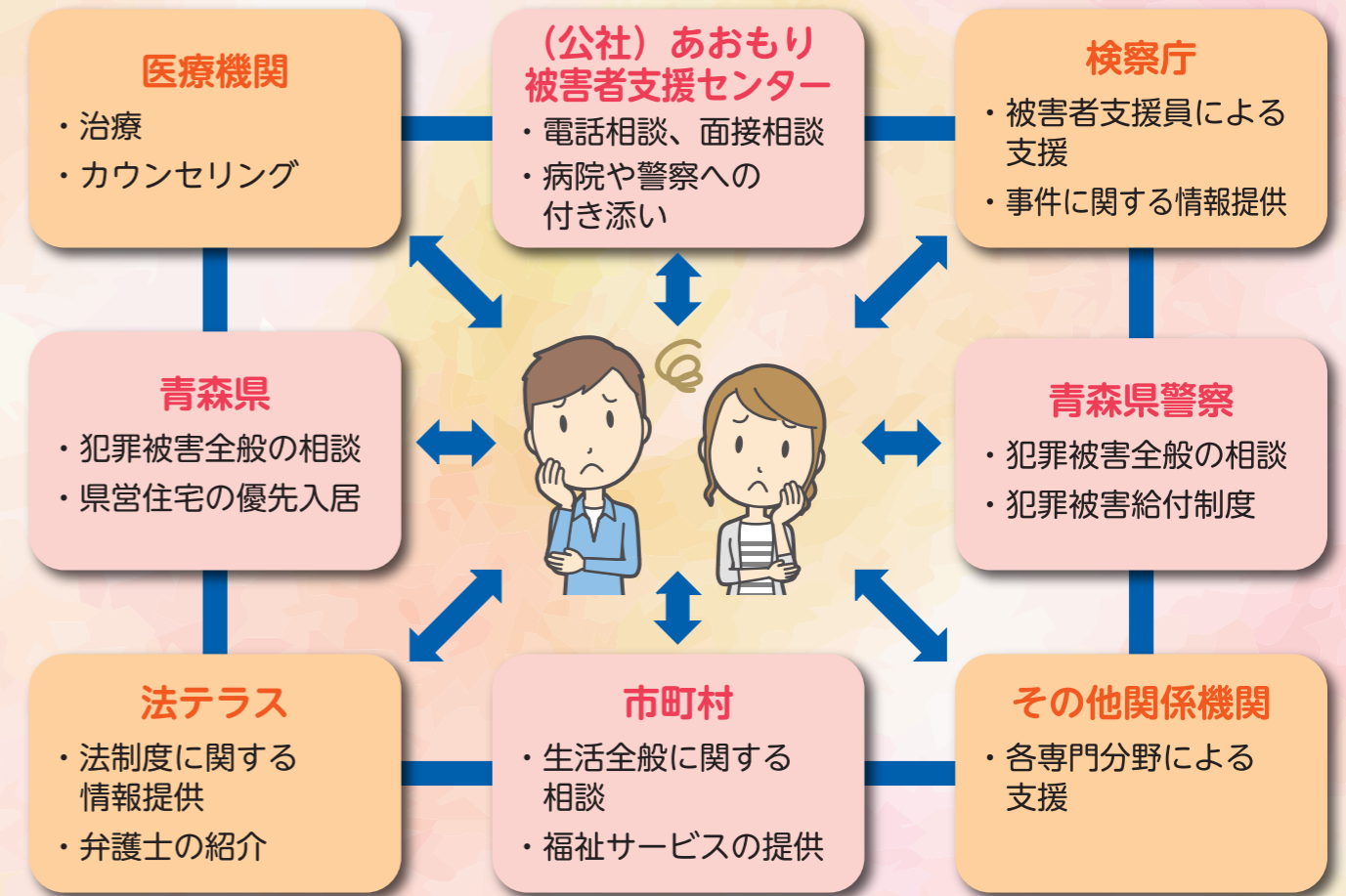
無責任なうわさ話やプライバシーの侵害はしない

犯罪の被害に遭った直後は、気持ちが動転していて、何をすればよいのか判断できない状況にあります。

そんな時、信頼できる周囲の人の支えが大きな助けになります。

ただし、そっとしておいてほしい方もいますので、あなたにできることを探してみてください。

途切れのない支援に向けて



青森県犯罪被害者等支援条例

基本理念

- ・個人の尊厳にふさわしい処遇が保障される権利を尊重すること
- ・被害の状況等に応じて適切に支援するとともに、二次被害が生じないよう十分配慮すること
- ・必要な支援等を途切れることなく受けることができるようにすること
- ・国、県、市町村、民間支援団体等が相互に連携し、協力すること

総合的な支援のための体制

国、市町村、民間支援団体等との連携による総合的な支援のための体制の整備

推進計画

犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための推進計画の策定

基本的な施策

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| ① 相談及び情報の提供等 | ② 損害賠償の請求に関する情報の提供等 |
| ③ 経済的な助成に関する情報の提供等 | ④ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 |
| ⑤ 安全の確保 | ⑥ 居住の安定 |
| ⑦ 雇用の安定 | ⑧ 刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供 |
| ⑨ 保護又は捜査の過程における配慮等 | ⑩ 県民等の理解の増進等 |
| ⑪ 人材の育成等 | ⑫ 民間支援団体の活動の促進 |